

第三條 工業教員の養成を行なう教育施設として、臨時に、国立工業教員養成所（以下「養成所」という。）を設置する。

2 前項の養成所の名称及び位置

養成所の名称	位置	国立大学の名称
北海道大学工業教員養成所	北海道	北海道大学
東北大学工業教員養成所	宮城県	東北大学
東京工業大学工業教員養成所	東京都	東京工業大学
横浜国立大学工業教員養成所	神奈川県	横浜国立大学
名古屋工業大学工業教員養成所	愛知県	名古屋工業大学
京都大学工業教員養成所	京都府	京都大学
大阪大学工業教員養成所	大阪府	大阪大学
広島大学工業教員養成所	広島県	広島大学
九州大学工業教員養成所	福岡県	九州大学

（学科）
第四條 養成所に置かれる学科は、養成所ごとに文部省令で定める。

（修業年限）
第五條 養成所の修業年限は、三年とする。

（入学資格）
第六條 養成所に入学することのできる者は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六条第一項に規定する者とする。

（職員）
第七條 養成所に、所長を置く。
2 所長は、当該養成所が附置される国立大学の学長の命を受け、所務をつかさどり、所属職員を監督する。

3 養成所に、所長のほか、教授、助教授、助手及び事務職員を置く。

4 第一項及び前項に規定する職員のほか、養成所に、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

（授業料その他の費用の免除及び猶予）
第八條 養成所が附置される国立大学の学長（以下この条において「学長」という。）は、工業教員の確保のため、養成所における授業料について、政令で定めるところにより、その一部の徴収を猶予すること

ことができ、また、当該授業料の一部の徴収を猶予された者が、養成所を卒業した後六月以内に工業教員となり、かつ、引き続き政令で定める期間工業教員として在職したときは、政令で定めるところにより、その者に係る猶予された授業料の一部を免除することができる。当該授業料の一部の徴収を猶予された者が養成所を卒業した後において、その者について死亡その他やむを得ない事情が生じたときも、同様とする。

2 前項に規定するもののほか、学長は、経済的理由によつて納付が困難であると認められ、かつ、学業優秀と認めるときその他やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、養成所における授業料その他の費用の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収（前項の規定により徴収を猶予された者に係る授業料にあつては、その猶予された部分を除く部分の徴収）を猶予することができる。

（省令への委任）
第九條 この法律に規定するもののほか、養成所の組織、運営その他この法律の実施について必要な事項は、文部省令で定める。

附則
（施行期日）
1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

（教員公務員特例法の一部改正）
2 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則（第二十三条―第三十三条）を「附則（第二十三条―第三十四条）」に改める。
附則第三十三条の次に次の一条を加える。

（国立工業教員養成所の職員に対するこの法律の適用）
第三十四条 国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法（昭和三十六年法律第 号）による国立工業教員養成所の所長、教授、助教授及び助手の身分取扱いについては、当分の間、政令で定めるところにより、この法律の規定を適用する。

（文部省設置法の一部改正）
3 文部省設置法（昭和二十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第六十六条中「国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号）」の下に「及び国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法（昭和三十六年法律第 号）」を加える。

（教育職員免許法の一部改正）
4 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。
9 工業の教科についての高等学校教諭二級普通免許状は、当分の間、第五条第一項本文の規定にかかわらず、国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法（昭和三十六年法律第 号）による国立工業教員養成所に三年以上在学し、所定の課程を終えて卒業した者に対して授与す

ることができ、また、当該授業料の一部の徴収を猶予された者が、養成所を卒業した後六月以内に工業教員となり、かつ、引き続き政令で定める期間工業教員として在職したときは、政令で定めるところにより、その者に係る猶予された授業料の一部を免除することができる。当該授業料の一部の徴収を猶予された者が養成所を卒業した後において、その者について死亡その他やむを得ない事情が生じたときも、同様とする。

二

理由

高等学校における工業教育の拡充に伴う工業教員の需要の増加に対処するため、臨時に、国立工業教員養成所を設置し、工業教員の養成を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○濱野委員長 荒木文部大臣。

○荒木国務大臣 このたび政府から提出いたしました国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法案は、高等学校の工業教員のすみやかな養成をはかるため、臨時に、国立工業教員養成所を設置することとし、もつて高等学校における工業教育の拡充に伴う工業教員の需要の増加に対処しようとするものであります。

現在、高等学校の工業教員の養成は、国立、公立及び私立の大学の工学部等において行なわれておりますが、産業界の需要と適合するため、これらの大学を卒業して工業教員になる者は、年々減少しております。そこで、中学校または高等学校で工業以外の教科を担任している現職教員または民間企業従事者等で工業教員免許状を所有している者の転任、転職によつて、卒うじて工業教員の需要に対処している現状であります。

一方、今後は、経済の成長に伴う技術者の需要の増大と、昭和三十八年度以降における高等学校生徒の急激な増

加に対応して、工業高等学校の急速な新増設が予測されます。従って、工業教員の需要の増大は、きわめて著しいものがあると考えられます。

このような工業教員の需給の状況にかんがみ、緊急の措置として、国立の工業教員養成所を設置し、工業教員の急速な養成を行なう必要があると考えた次第であります。

次に、この法案の概要について申し上げます。

まず、高等学校の工業教員の養成を行なう教育施設として、臨時に、国立工業教員養成所を設置することとし、その養成所は、地域別の配置を考慮し、また、養成所が行なう教育について、大学との協力関係を緊密ならしめるため、北海道大学、東北大学、東京工業大学、横浜国立大学、名古屋工業大学、京都大学、大阪大学、広島大学及び九州大学の九つの国立大学に、それぞれ、附置することとしたしました。

第二に、この養成所の修業年限は三年とすることとし、その入学資格は大学の入学資格と同じにすることとしたしております。

また、この養成所には、教育上、運営上必要な職員として、所長のほか教授、助教授、助手等の職員を配置することとしたしております。なお、教員の身分取扱ひにつきましては、教育公務員特例法の所要規定を準用することとしたしました。

第三に、この養成所における授業料その他の費用の免除及び猶予について特別の規定を設けることとしたしました。すなわち、養成所の学生に対し、授業料の一部の徴収を猶予し、かつ、これらの学生が卒業後六ヵ月以内に工

業教員となり、引き続き一定の期間工業教員として在職した場合には、その猶予された授業料の納付を免除することとができることとしたします。とも

に、学業優秀な学生で、経済的理由によって、授業料その他の費用の納付が困難であると認められる場合につきましても、これらの費用を免除し、またはその徴収を猶予することができるといたしました。

第四に、養成所を卒業した者に対して、高等学校教諭二級普通免許状を授与することができるよう教育職員免許法の一部を改正することとしたしました。

以上が、この法案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、すみやかに御賛成下さいませようお願い申し上げます。

○濱野委員長 本案についての質疑は次回よりいたすこととしたします。

○濱野委員長 次に就学困難な児童及び生徒のための教科用図書及び修学旅行費の給与に対する国の補助に関する法律の一部を改正する法律案、及び盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案を一括議題とし、審査に入ります。

質疑の通告がございますから、順次これを許します。山中吉郎君。

○山中(吉)委員 ただいまの二法案に関連をいたしまして質問をいたしたいと思ひます。

りますので、当局の方から説明をしていただいて、納得をいたしたいと思ひます。

まず就学困難な児童生徒に関する法案でありますけれども、この題名を変更いたしましたけれども、この題名変更については文字の変更だけなのか、あるいはその立法の基礎にどこか変化があるのか、それをお聞きしたいと思ひます。

○内閣府委員 この題名が就学困難な児童及び生徒のための教科用図書及び修学旅行費の給与に対する国の補助に関する法律、ずいぶん長い名前になっておりますが、今回新たに学用品と通学費の援助を加えましたので、それを並べますと題名が非常に長くなりますから、簡略にするためにいたしただけでございます。

○山中(吉)委員 それは従来の題名が国の補助に関する法律としてあったものを、今度は国の援助という言葉を使つておるものだから、何か当局の方で私は補助というのはいさぎよく使ひたい、援助の方が好きなんだが、その辺にどこか文部省の考え方に進歩の跡が出ておるのじゃないかと思つてお聞きしておるのですが、無意識に書いただけでですか。

○内閣府委員 無意識というわけでもございませんが、本来就学奨励の事務は市町村なり都道府県が行なうべき事務でございますが、それに対して国が積極的に援助する、こういうこととございませう。

○山中(吉)委員 日本の補助政策というのは従来財政援助とかあるいは勸奨する機会に恵用する古い伝統が数十年來あった。補助という言葉の中には、

ほんとうはしなくてもいいのであるけれども、恩恵としてやるのだという思想も大体長い慣用語の中にある。そこで文部省も考へて、援助という言葉によつて困窮児童に対する義務教育その他について国の責任をもつと当然のことであるという方向に思想を一步進めて題名まで考へておるのだと思つて、私は心で実は敬意を表しておつた。初

中局長はそんなことは大して何ともないのだというのでは期待が一つはずれるのですが、その点どうですか。

○内閣府委員 従来補助、負担、援助といふいろいろの言葉がございしますが、負担の場合には国の責任を表わしておるのでございまして、補助という場合には大体今御指摘になりましたように奨励的な補助でございまして、今回援助に改めたのは、地方が行なうべき就学奨励事務について国が積極的な援助をする、こういう趣旨でございまして、内容的には変わっておりませんが、気分的には多少のニュアンスがあるかと思ひます。

○山中(吉)委員 ニュアンスとかムーアの相違だけでは何ですが、やはり用語の中には歴史的な性格があるもので、すなわち、こういう補助から援助という言葉に変えたについては、その中に何か文部行政の進歩があるはずだと私は思つておつたのです。こういう用語の中に、もう少し分析をしてこままで書きかえてくるならば検討していただきたいと思つたのですが、今のお話ではどうでもないというのですけれども、補助と援助の考え方の他について文部省の方でも一つ自覚をして、使用区分についてはまたいつかの機会にもっと楽しく聞えるようなものにして下さる

ようお願いいたしておきます。それから補助の対象が交通費にまで拡大されたことは、非常に僻地の学校については喜ばしいことでもあるわけでありますが、援助の単価については十分なんですか。実際に即して考えられると思ひますけれども、どういう資料、あるいはどういふ統計のもとに単価をおきめになつておるのか、それが一つ。それからこういう就学困難児童については、現在のいわゆる補助対象を七%まで上げておるわけでございますが、もう少し私はボーダー・ラインの救済しなければならぬものがあると思ひますけれども、その点について、財政上一応こままで持つてきておるのだが、財政の見通しにおいて、やはりもっと上げるべきだという意向のもとにこの法案が出ておるのか、これで十分だと思つて出されておるのか、その辺をお聞きしたいと思ひます。

○内閣府委員 単価につきましては、教科書のようなものは、現実に採扱部数がきまつておりますので、各教科書会社の採扱部数を加重平均してとった単価でございまして、それから修学旅行費につきましては、今回新しい調査、統計に基づきまして、小学校四百四十円を七百五十円に引き上げております。中学校の単価は千六百円を千八百円に引き上げたのでございませう。

中学校についてはまだ私も十分と思ひませんが、一応こういう資料でございまして、これを基礎にいたして、特に調査局の調査に基づいたわけでございます。それから学用品につきましては、厚生省の単価と合わせまして、小学校が千五百円、中学校が二千円。通学費につきましては、実態調

査をいたしました、小学校二千九百五十九円、中学校五千六百四十六円、これは実態調査に基づいた数字でございます。

次に、七割では不十分じゃないかというお尋ねでございますが、従来生活保護の対象人員は二・五割でございますが、厚生省の方で保護基準の引き上げがございましたのに対応いたしまして、三割に引き上げたわけでございます。それから準保護児童につきましまして、文部省が昭和三十三年に調査いたしました資料によりますと、生活保護を受けておられる者及び何らかの形で公私の援助を受けておられる者、こういう者を調査した結果、一応四・一割という数字が出ておったわけでございます。しかし厚生省の低所得者階層の調査から見ますと、一〇割が低所得者の階層に属するという資料が一方にあるわけでございます。そこで文部省といたしましては、厚生省の資料に基づきまして、一〇割を要求いたしました。しかし結論において七割の査定を受けたわけですが、これはこれなりの資料があったわけでございます。私も十分ではあると思いますが、一応三十二年の調査に基づきまして、四割あれば公私の扶助を受けておられる者は救われるという校長の証明もございましたので、とりあえず四割にしたわけでございます。四割にいたしましたので、さらに調査いたしましたので、十分でなければさらにこの率は上げたいと考えております。

○山中(吉)委員 大体説明でわかったのですが、厚生省の資料が、やはり職掌から一番正しいと思うのですが、来年においては、そこまで持つていくことを前提として、この法案というものは意義のあるものだと思うのです。こういう生活困窮というふうな関係ですから、やはりもっと実態に即してやっていた方がいいと思います。

大臣、今私は局長と質疑応答しておるわけですが、その実態に即するようにならねば、この法案が通過したあとに一年程度予算関係で引き上げるように御努力願いたいのでありますが、その点大臣は、今局長と私の話をしておる中から判断をして、一つその努力のほどをお答え願っておきたいと思う。

○荒木国務大臣 大蔵省との折衝の段階におきまして、私も一応考えました線さへも実現できなかったことを遺憾に思っておりますが、さらにその後の実情等も十分把握いたしまして、捲土重来を期したいと思っております。

○山中(吉)委員 それから修学旅行が小学校の六年生、中学校の三年生に限らず補助対象にする、これは主として僻地の小学校五年、六年の複式学級とか、あるいは僻地の中学校の一年、二年、三年の単級学級とか、そういうことを考えてのものですか、そうではないと、それも含むのかどうか。それから二年のときとかあるいは五年のときに卒業旅行のようにする、そういうときを含んでおるのですか。

○内閣府委員 前の法律では、これは最高学年だけに限定しておったわけでございます。そういたしますと、お話のように僻地では数が少なくして団体旅行ができかねますので、一年から三年まで込みで、在学期間中一回行くという場合が相当多いのでございます。従って、これはむしろ実情に即しまして、中学、小学校におる間一回は行く、

国が補助する、こういう建前に改めまして、僻地等の修学旅行が円滑にいくように努力したわけでございます。○山中(吉)委員 卒業するまで一回だけなんです。毎年一回は修学旅行としてあるのですが、卒業旅行のことですか。

○内閣府委員 大体卒業期にあたりまして、今まで教科書その他勉強にたしめたことを実地に確かめるといふ趣旨でございます。在学期間中一回の卒業旅行のような意味も含めてそれに對して国が補助する、こういう建前でございます。

○山中(吉)委員 そうですか、わかりました。これはどうせ就学困難な児童、生徒です。そして各学校では一年から二年、三年と一つの修学旅行のスケジュールを立てて、第一学年はどこどこ、第二学年どこどこと、教科課程の進行に従って見聞をするというふうな教育的な一つのプログラムだと思っております。これはどうですか、各学年の修学旅行を援助対象にして改めていく方が教育的であるし、実際に即する。小学校の場合にはやはり毎年行っておくと思うのです。そういう方向に持っていくべきだと思ふのですが、文部省の基本的な考え方はこれを進めていくというお考えになつておられるかどうか、これは将来の問題ですが……

○内閣府委員 一般的な修学旅行はむしろ見学旅行というべき性質のものであらうと思ふ。もちろん教室で学習したことを実地に見聞し、正確に知識を整備することが必要だと思ふのです。ですからこの限度においてはそれぞれの学年において見学が必要かと思つておりますが、この法律で考えて

おりますのは、卒業期にまとめて長期の修学旅行を行なう、これを国の援助にしようということでございます。今お話しのような学習過程における見学までは今のところ無理かと思つておりますし、現実に国鉄の輸送面を考えると、大へんなことになるのでござい

○山中(吉)委員 大へんなことになるという考えは大蔵省にまかしまして、行政の立場から、修学旅行は学をおさめる旅行でありますし、ことに貧困家庭の場合には、学校から連れていかれる以外には県外に行く力のない子供だと思ふのです。従つて非常に大なる教育の行事だと思ふ。従つて文部省の思想としては、やはり毎年計画を立てて、第一学年については県内

のどこ、第二学年は一晚泊まりのどこ、第三学年については東京その他というふうな順序よくスケジュールを立ててこそ教育的意味があるので、卒業旅行だけという考え方の補助というのは、逆に非教育的になるのではないかと。まず財政的なことはお考えにならないで、毎年行なわれる学年旅行とい

いますか、一年間の教育進度に応じて見せるべきところを見せるという、いはゆる学をおさめる旅行についてはやはり補助をやるべきものであるかどうかという思想を確證したいと思ふ。金のあるなしは今考えなくて、そういうことに雑念を持たないで、お聞きしたい。

○内閣府委員 小学校、中学校の義務教育の過程において、学校でいろいろ学習する知識を実見し、觀察し、あるいは見学するということは、必要か

と思ふのですが、それは近くのものを見学すればいいと思つております。ですからそう多額の経費を必要としないことが建前であらう。修学旅行の場合には、平素見ること聞くことができないような相当大がかりなものと考えておりますので、その場合にはなかなか経費もかさみますので、国が援助の対象にしたい、こういう趣旨でございます。一般的なものは、あまり見学費を使いますと、これはかえつて学習の妨げになる場合もあるかと思ふのであります。その限度が非常にむずかしいのであります。今日までのところ、小学校の場合でも、実は修学旅行は日帰りを建前にいたしておりまして、宿泊は認めないという方針で指導をいたしておるわけでございます。

○山中(吉)委員 そういたしますと、少し僕と思想が変わつてくるのです。修学旅行のあり方をでたらめであつたとか物見遊山のようなものでなく、もっと教育的なものに指導していくことが文部省の任務ですから、それをあ

るべき修学旅行に持つていくべきだと思ふのです。それをすべきだということとをまず前提として、次に修学旅行の場合に小学校のときは泊まりということか、中学のときは一泊限りということか、少くとも中学校の場合はこういう貧困家庭の児童というものは、中学校を卒業するときに就職して高等学校に行けないといふこともあるし、子供だけの問題じゃなくて、中学校を卒業することが義務教育の最終段階だから、学校の方針としては、その付近はいつでも行けるんだ、東北の中学校の生徒は家の関係から東京とか関西とか

あるいは北海道とか、二泊、三泊かか
る遠いところへは一生行けないから、
そういうところを見せて、親の力では
やれないから逆に遠隔の地に最後は
行って見聞を広めたいということが、
僻地に行けば行くほど学校の教育的な
ものを含んだ要請だと思ふのです。そ
こで今のお考えのように、年令に応じ
て修学旅行の日程も長短をきめるとい
うような考えは実際に即しないと思
ふ。そういうことも含んで局長のお考
えは少し修正をしないと実際に合わな
いのじゃないか。そういう方向にやは
り将来この法律も改正していくんだと
いう展望的な考えをお示し願つてお
いて、この法案に賛成したいと思ひ
ます。

○内藤政府委員 御趣旨の点はよく十
分検討させていただきたいと思ひま
す。

○山中(吉)委員 私は局長と問答して
おつたのですが、大臣に最後に御意見
を聞いて、私はこの法案の賛成を終わ
りたいと思ひます。

○荒木国務大臣 今即座に御意見に全
幅的に賛成すると申しかねますから、
私もあわせて検討させていただきたい
と思ひます。

○濱野委員長 次に前田榮之助君。

○前田(榮)委員 私は主として今議題
になっております育学校、養学校及び
養護学校への就学奨励に関する法律の
改正案についてごく簡単に御意見を申
上げたいと思ふのであります。この
改正案はごく簡単にできておりまし
て、一目ですぐ明瞭にわかるように
なっております。私はこの改正案の学
用品の購入費を補助の対象にするとい
うこのことは賛成であります。しか

し、ただ育ろうの特種教育であるもの
にはもう少し積極的な愛情を加えて教
育をしなければならぬと思ふのであり
ます。そういう観点に立つてお尋ねを
申し上げますが、本年度の予算の中に
新しく育ろう学校の新職業開拓に對す
る費用が五百八十五万六千円計上され
ておるのであります。これは育学校五
百、ろう学校三百で、一校当たりの施
設設備費等が平均百十七万二千円と、
二分の一補助でありますと説明が加え
られております。これは内容はどうい
うものであるかお尋ね申し上げます。

○内藤政府委員 従来育学校、ろう学
校の生徒の職業が非常に限られており
ます。御承知の通り育学校の場合はは
り、きゅう、あんまというようなもの
が主でございましたので、もう少し範
囲を広げていきたいという点で、モデ
ルのにやってみたいという趣旨のも
のでございまして、職種としては金
工作とかあるいは彫金とか装身具、果
樹、園芸、養鶏、養豚、こういうもの
でございします。

○前田(榮)委員 この育ろうの学生諸
君は非常に六感が発達いたしております
して、これを十分に活用いたしまして
ならば、普通人よりも非常に神経が発
達いたしておりますことはだれしも認めら
れることだと思ふのであります。そう
いう点について、近代的社会におい
て、科学技術の振興を全面的に文部省
は集めようとしておるのであります
が、こういう育ろうの不幸な立場にお
る者こそ、ほんとうに近代科学技術
の中で六感によつて非常に国家社会に
有効に使われる面がたかさんあると
思ふのであります。そういう点で、こ
の点を積極的にやるべきであると私は

思ふのであります。それは一校百
数十万円の――これは半額ではありま
するけれども、それで二百万円やそこ
らではほんとうに指導教育ということ
は私は困難だと思ふのであります。そ
んなものがどんな機械で、どうい
うのでもやられる考えか、もう少し具
体的に御説明を願ひたいと思ひます。

○内藤政府委員 実は、この方の分野
は、ほんとうにまだ日本の場合未開拓
の分野でございまして、どういふ職
種がこの育ろうのような肢体不自由な子
供たちに適するかという点について、
外国等の事情もいろいろ検討いたして
おります。今回初めて予算に計上いた
しましたので、これもやってみないと実
はまだわからぬわけでありまして。試験
的に数カ所にそういう新しい分野を開
いたわけでございまして、実際やってみ
た結果、不十分ならばさらにまた検討
いたしまして、より完全なものにして
いきたい、こういうことでございします。

○前田(榮)委員 一時にたくさん望
みを頼することもどうかと思ひます
が、もう少し積極的にやってみてもら
いたいと思ひます。

○廣島で私の知つておるろう学校の卒
業生で洋服屋がございしますが、同じ学
校の後進の生徒まで数人そこで収容し
て、洋服を作つておる。評判を聞きま
すと、非常に仕立てが丁寧で綿密で、
顧客に対して非常な信用がある。従つ
て郵政関係の労組やその他の指定店等
にもされておる。これは現実には私の親
戚の者でありまして、よく知つておる
のであります。そういうように實際
にやられれば非常にいい点があると思
う。この点くらいは現在でもやつてお
られると思ふのですが、もっと積極的

に一つ御研究されんことを希望いたし
ておきます。

それからこの法案であります。こ
の改正案では要するに学用品の購入に
ありまして、現行法の中では、たとえ
ば終わりごろに、「これらの学校の高等
部(専攻科を除く)の生徒に係るもの
にあつては第一号から第四号までに
掲げるもの(付添人の付添に要する交
通費を除く)」、こういうようにカッ
コの中で専攻科を除いたり、あるいは
つき添ひ人の交通費を制限したりとい
うことがあるのであります。こういう
制限は要らないのではないかと思
ふ。ことに育学校等でつき添ひ人
が必ず必要だと考えられる者について
は、つき添ひ人の交通費を当然補助の
対象にすべきものであつて、必要であ
るかないかということだけが問題点で
あつて、つき添ひ人である限りにお
いてはこういうカッコを作るなどとい
うのはあまりにもしやくし定木ではない
かと思ふ。ことに高等部の専攻科でも
何でも、これらの育ろうの学生諸君に
ついては特にあたにかい愛情の手を差
し伸べるべきではないかと思ふので、
こういう学用品の購入費を補助の対象
にすることは大へんよいことでありま
して、そういう機会にあわせてこうい
うものまでいわゆるカッコで制限をし
ておるものをなぜ除かなかつたか、ま
た除くべきではないか、こういう点に
ついての御意見をお聞かせ願ひたいと
思ひます。

○内藤政府委員 育学校、ろう学校等
の学校におきましては、事実上高等学
校あるいは専攻科まで出ませんと就職
の機会もないので、義務制と非義務
のものに差別をつけるのはおかしいじや

ないかという御意見でございます。大
へん私も同感に思つております
が、現在のところ義務制の援助の範囲
と高等学校その他の非義務の場合の援
助の範囲に若干の食い違いがあるわけ
ですが、氣持としてはできるだけ義務
教育と同じようにしたいといふ
ことで逐年努力をいたしてまいりま
して、おいおい義務制の方の範囲を広
げながら、同時に高等部の場合にもそれ
に準ずるよう努力をいたしておるわ
けでございします。特に今回の予算で
は、育学校、ろう学校の場合にはス
クール・バスを今回新たに認めていた
だきましたので、できるだけ就学の困
難を省きたい。こういう氣持で、お説
の通り小中学校の範囲を拡大しながら
高等部にそれを及ぼしていく、こうい
う趣旨でございします。

○前田(榮)委員 今御説明になりました
趣旨はわれわれにもよくわかるので
あります。現在の教育程度では、こ
の育ろうの關係については小学校、中
学校だけでは社会へ出てきわめて不十
分である。これはだれしもうなずける
問題だと思ふ。やはり高等部等までや
教育でないといふことがいえるわけ
であります。そこで今私は特にこのカッ
コを除いてもらいたいという意見を申
上げたのです。もしこの高等部の
専攻科を除くというカッコを除いて、
これらのものも補助の対象とした場合
に、この交通費も補助の対象とした場合
にどのくらい予算が要するか、それは見
がつきますか。そう大したものじやな
いと思ひますが……。

○内藤政府委員 今年度は多年の懸案

でありました高等部に給食費を出すというところで、この金が約二十万近かったと思うのですが、一度になかなか全部を対象にできませんので、逐年義務制と同じような歩調にしたい、こういうことで、金額をいたしましては、私どももその多額な経費とは考えておりません。

○前田(議)委員 最後に大臣にちょっと御意見を聞かしていただきたいと思うのですが、今申し上げましたようなことは、今日の日本が非常に景気が上昇いたしまして所得を増増するということに一般国民はよくなるとお考えになっておられますし、またそういうことを望むのは当然であります。そういう時代にはこの育ち教育は一生愛情を積極的に注ぐべきである、こう思うのであります。今私が希望申し上げました事項等について、大臣としてできるだけの早い機会に実現するように努力する御意思がございしますか。またその点について大臣の御熱意を一つお聞かせ願いたいと思うのです。

○荒木國務大臣 先ほど来の前田さんの御意見は、私も趣旨において全く同感でございます。所得倍増、三倍増になりましても、あるいはもう身体の不自由な学童が、教育面における積極的な援助を受けることによって、もしそうでないならば社会の厄介者になるおそれがある、しかるに五感、六感がまともな者よりはもっと鋭敏である本質的なものを持っておりまして、一般であることは御指摘の通りだと思えますが、それが教育を通じて、厄介者でなしに、まともな者よりはかえって社会に貢献するという例が非常に多い

ことでも私も聞いております。そういうことからいたしまして、景気、不景気にかかわらず、もっと愛情を込めて育成に国として協力すべきものと存じます。のみならず、聞きますれば、育ち、特にろう学校に行くような子供たちは、ほんとうは三才、四才くらいから手塩にかけていった方がよいのだということも聞いております。そういうことまであわせて、お説の通り積極的に愛情の手を差し伸べていくべきものと心得ております。

○村山委員 要保護、並びに準要保護児童生徒に対する国庫補助のことです。従来、教科書の補助率は国の方が八割であったものが二分の一に切り下げられていたわけでございします。そのほかの補助率は二分の一に全部統一をされていくわけでございします。これが末端の各市町村になりましたときに、これは父兄の負担はないという説明を聞いておりますけれども、一方地方の各市町村の財政状況から申しまして、直接このこと自体に連関をしまして、二分の一の裏づけをしないということはおそらくないだろうと思うのです。が、交付税の中で示されております基準財政需要額の計算の上において三〇%、四〇%しか文教関係の予算として出していない市町村が僻地においてはあります。そういう点から、今回の地方財政計画の中において、これらの当然国庫補助に基づいて一般経費の増加については見られおるものかと思うのであります。それらはどういうようなところで繰り込まれておるのかという点についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

○内藤政府委員 これは近く国会に提案されることになっております地方交付税の改正の中で、教育費の単位費用の改訂となつて現われるわけでございしますが、その中で準要保護児童の關係として十億を見込んでおります。

○村山委員 単位費用改訂で十億が予算に計上されておるということでございしますが、これに連関をしまして、通学費というのがございしますが、これは離島、僻地の地域に当然対象は出てくるものかと思うのですが、この予算説明を見てみますと、小学校においては四キロ、中学校においては六キロ以上のところに通学費の補助をするのだというところになっておるようでございします。離島並びに僻地にありましては、そういうような従来から通学費をただ保護児童並びに準要保護児童だけに限らず、各市町村自体において補助しておるところがあるわけでございします。そういうところから、就学奨励といひますか、学校に通うのに父兄の負担が軽くなるような方向というところで地方自治体は非常に優位な方法をとっておるようでございます。が、今回出されましたこの要保護児童だけではなしに、もつとこの対象を広げていくというお考えはないかというところをお尋ねしたいと思ひます。

○内藤政府委員 先ほど十億と申しましたのは、十億を増額したという意味でございまして、十億だけではございませんで、この点説明が不十分でありましたので、訂正させていただきます。それから今お尋ねの僻地等における通学費の問題でございしますが、一応一般の援護と同じように七割にいたしましたわけでございますけれども、地方の僻地等で特に生活の困窮しているものがございます。これは別途考えてみたいということでございます。決してこの額で十分とは私どもも考えておりませんし、またこれは新しく本年度予算に計上された経費でございします。で、離島、僻地の地域に、離島等の就学困難な児童がございしますれば、漏れなく救いたいというところでございします。

○村山委員 内藤局長の御答弁でやや満足いたしました。先ほど私申し上げた基準財政需要額に對して三〇%、四〇%しか支出をしていないような地域もあるわけでございします。中でも特に離島の市町村の場合には、財源が非常に少ないというところもありまして、港湾その他の産業に重点を置かなければならぬ、こういうようなことの特長事情があるわけですから、そういうような点から、やはり教育費にしろ寄せてきて、そしてそのためになかなか教育条件がよくなつていない、こういうような実情がございします。が、例の標準定数の問題にいたしましても、小学校五十六名、中学校五十四名という線があるにもかかわらず、ほかの地域、青森県等におきましては、これが五十八名とか五十六名というような線でもございします。北海道においてもそういうような条件が出てくるようでございます。そういうふうなふりかへしで、いわゆる交付税の中で示されまして、基準財政需要額は、その地方自治体において自由に処理できるという建前にはなつておるものの、やはり教育条件をはかの地域に比べて非常に低下

していくような方向は、文教政策の上から考えても好ましいことではございませんで、それに対しては何かの手を、行政的な措置を講ぜられる必要があると思ひますが、教育条件が低下しないようにならうに措置される御意思はございせんか、お尋ねいたします。

○内藤政府委員 僻地等におきまして、単級学校の場合には生徒二十人というところで基準をきめておりますので、僻地の場合も相当考慮しておるわけでございします。ただ、現実に北海道等では二十人のところに先生が二人行つておるような事情もございまして、なかなか、今度はすし詰めの方の解消がなつておるような実情があるようでございします。できるだけ教育条件の低下しないように配慮して参りたいと考えております。

○山中(参)委員 閣下。今の御答弁について、たとえば二十人しかいないというところは単級学校だと思ふのです。分校だと思ふのです。そういうところろは、実態は、夫婦でやらして寺子屋式の教育をしなければならぬので、そこへ一人若い女の先生が行けば、これは夜は暴漢に襲われる危険があつて、とても教育ができません。子供に教える前に、まず自分を守らなければならぬことになる。それから、青年教師が行つても、これは僻地だけで教育ができません。二人が家庭を持って、その中で、子供を学校教育と社会教育を一つにしたようなやり方ではないけれども、できないのですから、それを今のように、二十人しかいないところに二人先生を派遣しておるからこうなるのだというところは、僕は認めるわけに

は十五人の定員があるけれども、こちらの趣旨に反して、そういう電燈もない僻地学校で一年から六年まで二十人しかないところへ夫婦をやる、だからいけないのだ、これは地方の委員会が悪いのだという考えを持っているのは、私も黙っておれないので、質問したのですが、それについては認識を改めてほしい。大蔵省の主計官もこれだから、この点定員の査定については、実除の僻地の無電燈地区ですね。

できない。また人間性にも反する。そういうところに行きますと、先生は夜になると子供がいなくてさびしくなる。それから電灯がない。これでは酒でも飲むほかはないというので、だん

いく。どうしても夫婦というものを前提として二名は出さなければいけない。こういう学校定員のきめ方についてはもっと実態に即して、ヒューマニティを持っておきめ願わなければなら

うのです。そうして、ぜひそういう実態に即して定員の配置をしてもらいたいと思います。

○内藤政府委員 義務教育費国庫負担法は実績に基づいておりますから、二

と五十三のお話が出ましたので、現実の場合、北海道はそういうことでなかなかすし詰めの解消がにぶっておるといふ実情を申し上げただけでございます。

○濱野委員長 竹下君。
○竹下委員 ただいま議題となつております、俗に就学困難法、盲ろう法、この二つにつきましてごく簡単に質疑を行ないたいと思います。

ということには、私も全幅的な賛意を表するものであります。ただ、ここで私どもが普通政府の青小年対策等に關係して考えておりますものが、盲ろうそしていま一つ、いわゆる精薄児の

関してはおよそ一%、精薄はこれを上
回って四%といわれております。とこ
ろが、これについて、盲ろうについて
は都道府県の義務設置となっておるわ
けでありますけれども、養護学校につ

してはこれが行なわれておりますものの、将来養護学校についても義務設置をする必要があるしなないか。ただし、これは一がいに精薄と申しまして、IQ何ぼとか非常な段階があります

○内藤政府委員 養護学校の義務制に
 でありませけれども、この義務設置と
 するといったことについて今後の対策
 を承りたいのであります。

ただ、これを政令で延ばしているというのが実情でございます。そこで、私ももてできるだけ養護学校についての義務制を推進して参りたい、こういう

費その他、あるいは建物につきましても義務制と同様に二分の一の負担をいたして、推進をはかつておるのであります。なお養護学校の場合には、これは県に設置義務を負わせることに法

していきたい。これは政令でできるわけですが、現実には今できておられますのが約四十校ぐらいできておるのでございます。本年度、三十五年度に九校の設置を見たわけでございまして

して、これが五カ年後には、各府県に少なくとも肢体不自由児学校については一校ずつできる予定でございます。し、精薄、病弱等につきましてもある程度設置が促進されますので、五カ

したい、かように考えておるわけでございませう。なお精薄の方につきましてはむしろ小、中学校の精薄学級でこれを推進した方がいいのではなからうかという考えを持つておるわけでござい

した質問と重複する点もございますが、社会生活が複雑化したして参りました今日において、いわゆる高等学校を卒業しなければ一人前でないとし

そこで、この旨をう、養護学校はあくまでも小、中は義務制であるけれども、高等学校、高等科についてはこれを準義務制として取り扱っていきたい

ありますが、これについての確認と申しますか、それについてさらに御意見を承りたい。

また、ただいま前田委員の御質問にもございましたので、ついでに二つ一

というのがわれわれの常識であったわけでありませうけれども、本年からテスト・ケースとして、広範に言えば科学技術、もっと小範囲に言えば軽金属の手工業とでも申しませうか、そういう

きゆう、あんまというのも、近ごろは御承知のように身体健全、満足な方の仕事の分野が非常に多くなって参っておりますので、そうしたところへウェイトが将来よけいかかっていくよう

たしますので、まとめて承りたいと思います。

○内藤政府委員 盲学校、ろう学校の
場合には、義務教育だけでは不完全な
ことは先ほど申し上げた通りであります。

至つては専攻科まで出ないとはり、きゆうの免状がもらえない。そういうわけでございますから、事實上、義務制にはなつておりませんが、義務制と

政令で出すことになっておりますが、予算には計上したわけでございます。それから新職業の開拓のことと関連がございますが、ただいまお尋ねの点の

うことは、これは今日の段階で確かにな
 ず、暗眼者が相当ふえて参りましたので、
 なかなかその面で競合を来たしており
 ますけれども、これはこれとしてやは
 り従来から伝統もあるし、また経験も

を開拓して、他人に御迷惑にならぬように、自活できるような方法で、今後ますます新職業の開拓に努力して参りたいと思います。

○竹下委員 最後に、いささか事務的

合う金をやるのか、どちらですか。
○内藤政府委員 これは、どちらでも
けっこうでございます。
○竹下委員 貧困者の多い地区とか少
ない地区とか、いろいろあるうと思ひ

す。

○内藤政府委員　これは対象人員の半分は生活保護児童に比例していきなさい。と申しますのは、大体生活保護児童の多いところは、それに比例して準

接分していく、こういう方式をとつておるわけでございます。

○竹下委員　けつこうです。

○濱野委員長　他に質疑はございません。

○演野委員長　これより討論に入ります。

す。別に討論の通告がございませんので、直ちに採決したいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○濱野委員長 御異議なしと認めます。よつて、討論を省略するに決しました。

これより採決に入るわけでありますが、まず、就学困難な児童及び生徒のための教科用図書及び修学旅行費の給与に対する国の補助に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○濱野委員長 起立総員。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。

ただいまの議決に伴う委員会報告書の作成等につきましては、先例により、委員長に御一任をお願いいたしますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○濱野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

次に、育学校、養学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案について、採決いたします。本案を原案通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○濱野委員長 起立総員。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。

ただいまの議決に伴う委員会報告書の作成等につきましては、先例により、委員長に御一任をお願いいたしますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○濱野委員長 御異議なしと認め、さ

よう決しました。

○濱野委員長 次に、学校教育等に関する件について、調査を進めます。質疑の通告がござります。これを許します。山中吉郎君。

○山中吉郎君 大臣にお伺いしたいのですが、今度政府から農業基本法案が提案になっております。その第十九条に「国は、近代的な農業経営を担当するにふさわしい者の養成及び確保並びに農業経営の近代化及び農業従事者の生活改善を図るため、教育、研究及び普及の事業の充実に必要な施策を講ずるものとする」と農業基本法の中にこういう文教政策のあり方についての一項があるわけであります。私は、こういう産業関係の法案の中に教育関係を規定しておる着眼に対して、敬意を表しておるわけですが、この法案が作成されるまでに、政府が重要法案としていろいろと多角的に審議されたはずでありまして、どういふ程度に参画されて、そして文部大臣の意見が入つてこの十九条になつておるのか。それから、この十九条に基づいて、今後具体的な農業教育の内容というものがなければ、農業振興そのものも魂が入らないし、これは非常に重要なものだと思います。その意味において大臣の御意見、それから今までの経過についてお教えいただきたい。

○荒木国務大臣 今までの経過でございますが、農業基本法案に際しましては、関係省に農林省から相談がございまして、その相談にあつたつてこの原案ができておる次第でございます。そこで第十九条に関連して、問題の一

つは農業の近代化、合理化ということが要請されるわけでありますが、それに応ずる教育をやつていこうということと、さらに、直接的にはこれに表面には出ていないかと思ひますが、農業の近代化、合理化は必然的に農業が産業の一種として企業として成り立つことを意図する面があると承知しておりますが、そういうことは必然的に、いわば今まで非常に一人当たり非効率であつた農業方法が能率的になることによつて、農業労働人口が少なくなつていく傾向を帯びると思ふのであります。従つて、たださういふ三男対策が叫ばれておる際、従来のままならば、非常に薄給に甘んじておつた三男が他産業に移行していくという情勢は、さらにきつくなつていくことと想像されるわけでありまして、その意味で、余剰労働を吸収して新たな職場につける課題があるかと思ひますが、その二つのことに対して文部省所管の事項に関連をしていくと思ひます。

第一の近代化、合理化に對しましては、これは一般的に、小、中学校の教育から、世界的な傾向になつております。科学技術教育の充実ということをやるとともに、農業高等学校における教育内容も、将来の農業の近代化、合理化にふさわしい教育内容に改め充実していくという要請があるかと思ひます。そのことは一応新しい教育課程におきましても考慮されておると承知いたしてあります。それと同時に、生徒増増対策の一端でもございしますが、すでに御案内の通り、工業高等学校を積極的に拡充していこう。新たに設置する工業高等学校のごときは、今御指摘の農業基本法の関連におきましてそ

の配置を考えていく。また産業立地の関係においても担当の省において考えていくことは思ひますが、たとえば農村に新たな工業が誘致される。それに出でくる中堅技術者として、必然的に出てくるであろうと予想される過剰労働力を吸収していくというめどのとに、農村地帯に工業高等学校を配置するといふふうなことも考えまして、教育面からする農業基本法の意図する方向に協力する、農村子弟に新たな就労の場所を与える方向に努力していきたい、こんなふうなことを考えているわけでありまして、それからさらに学校教育以外におきましても、青年学級あるいは婦人学級ないしは公民館活動等を通じて、学校教育の足らざるところを補充するような機能も果たさせていくべきであらう、そういうふうなことを一応考えておる次第であります。

○山中吉郎君 大臣は参議院の方に行かれるそうですが、まず大臣だけにお聞きします。今お話を聞いておるのは、私にはよそごのようにならぬので、私にはよそごのようにならぬので、これはこれこれの充実のために必要な施策を講ずるものとする義務づけられたように十九条はなつておるので、この十九条を入れるについては、文部大臣の発想が入つて作られたのではないのでしょうか。従つて具体案が、基本法のあとには当然に法案その他必要な措置が準備さるべきだ、他の条文についてほとんど準備されていると思うので、大臣の御答へを聞きますと、こういうことも考えられる考えられるということなので、私は非常にさびしさを感ずるのです。

こういう産業関係の振興法、ことに基本法的なものについては、教育的立場としては、もっと大きな発言権を持つて、そして法案作成のときから指導性を持つべきである、そういうふうには思ふのです。必要な施策を講ずるといふことを十九条にうたつておるのでありますから、もう少し具体的に、何か農業教育の振興について、農業基本法の中にすでに織り込まれておられると思うのですが、ほんとうは何もないのですか。ほんとうのところをお伺いしたいと思ひます。

○荒木国務大臣 農業基本法は政府が一体をなして提案したわけであります。が、具体的に何かというお尋ねだと思ひますけれども、今申しましたことは、三十六年度の予算にも計上しては、工業高等学校に対する活動等の法案を御審議願うという内容で、具体的に今国会に御審議願う内容が、今申し上げたことに関連しておるわけでございします。むしろ農業基本法よりも、今申し上げたことは先行しておるくらいに考えております。むしろ十分でないことはわかつておりますけれども、この方向で年々拡充して、農業基本法の面から要請される課題にもこたえていきたい、こういう趣旨で申し上げたつもりであります。

○山中吉郎君 大臣のおっしゃられてゐるのは、所得増増計画に関連した文教政策としての工業教育の振興なので、私の質問をまだ御理解なさつておられない。十九条は次三男対策というものではないのです。それから過剰人口の吸収のための教育とか指導しな

農業基本法の十九条についての責任をお聞きしたいのですから、申し上げておきます。

○濱野委員長　本日はこの程度とし、次会は公報をもってお知らせすることとし、これにて散会いたします。

午後零時二十六分散会

—●—

【参照】

就学困難な児童及び生徒のための教科用図書及び修学旅行費の給与に対する国の補助に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第一三三号）に関する報告書

育学校、塾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第一四号）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十六年三月四日印刷

昭和三十六年三月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局